

福島県総合計画審議会 議事録

日 時 令和元年9月3日(火)
13時30分～15時30分
場 所 ラコパふくしま 5階会議室

1 出席者

(1) 総合計画審議会委員 計 19 名

樋口葉子委員、渡部美加委員、今野泰委員、和田佳代子委員、酒井美代子委員、松本秀樹委員、嚮田倉治委員、橋本直子委員、前澤由美委員、関元行委員、小林清美委員、立谷秀清委員（代理：小松信之氏）、小椋敏一委員、岩崎由美子委員、伊藤江梨委員、南雲勇多委員、長林久夫委員、福迫昌之委員、松澤瞬委員

(2) 福島県 計 31 名

総務部政策監、危機管理部危機管理課部主幹兼副課長、企画調整部企画調整課長、避難地域復興局次長、文化スポーツ局次長、生活環境部生活環境総務課主任主査、保健福祉部保健福祉総務課企画主幹、こども未来局こども・青少年政策課総括主幹兼副課長、商工労働部政策監、商工労働部商工総務課企画主幹、観光交流局次長、農林水産部農林企画課企画主幹兼副課長、土木部次長（企画技術担当）、出納局出納総務課長、企業局次長、病院局次長、教育庁政策監、教育庁教育総務課企画主幹兼副課長、警察本部警務部企画官、県北地方振興局次長、県中地方振興局次長、県南地方振興局次長兼企画商工部長、会津地方振興局次長、南会津地方振興局次長兼企画商工部長、相双地方振興局次長兼企画商工部長、いわき地方振興局次長兼企画商工部長

（土地利用計画法 関連 5 法担当）

自然保護課主幹兼副課長、農業担い手課長、森林計画課主幹、森林保全課主任主査、都市計画課長

(3) 事務局 計 7 名

企画調整部長、企画調整部政策監兼企画推進室長、復興・総合計画課長、復興・総合計画課副課長兼主任主査（総合計画担当）、復興・総合計画課主幹兼副課長（地方創生担当）、土地・水調整課長、土地・水調整課主幹兼副課長（国土計画担当）

2 内 容

(1) 議事

- ①新たな福島県総合計画の策定について
- ②福島県総合計画の総点検について
- ③福島県総合計画の進行管理について

(2) 報告

福島県土地利用基本計画の一部変更について

3 発言者名、発言内容

次のとおり

司会（山田副課長）

——開 会——

本日はご多忙のところ、福島県総合計画審議会にお集まりいただきましてありがとうございます。本日の進行役を務めさせていただきます企画調整部復興・総合計画課の山田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、定刻になりましたので、ただ今から第2回福島県総合計画審議会を開催いたします。

はじめに企画調整部長の佐竹よりごあいさつを申し上げます。

企画調整部長

——あいさつ——

企画調整部長の佐竹でございます。委員の皆様には、お忙しいところ、雨の中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。心から御礼を申し上げます。また、日頃より福島の復興、地域の活性化にご尽力を賜っておりますことに厚く御礼を申し上げます。

去る7月19日でございますが、総合計画審議会の第1回審議会におきまして知事から新たな総合計画の策定について諮問をさせていただきました。8月6日にはその策定検討部会というものを開催させていただき素晴らしいご意見をいただきました。その内容について、本日、まずはご検討いただくことになっております。

私、前回の策定検討部会で感銘を受けたことがあります。後ほど部会長様からお話をいただく予定にしておりますが、この新たな総合計画をどういう風に県民の皆様にご認識していただくのか、また、県民に身近なものとしていくのかというお話がございました。このご発言を伺って、あるキーワードが、頭の中によぎっております、ずっと考えておりました。それは、震災以降、マスコミさんとかの見出しによく載っていたキーワードでございまして、「復興を実感できない」という言葉でした。マスコミさんの社説にもそういったものが載っておりましたが、「復興を実感できない」ということはどういうことなのだろうということを震災以降ずっと考えていたのですが、前回の策定検討部会の中で、どうしたら県民の方に意識をしていただくか、また身近なものにしていただくかということで、やはり県民の皆様へ、この総合計画の策定の中でいろいろなプロセスでご参加をいただくというのが非常に重要だと、また、総合計画の具体化に向けてすべての県民の皆様にご主役になっていただく、そういう仕組みをこれから考えていきたいなということを、ずっと前回の部会の中で考えていたところでございます。

また、部会の中では「生活圏」という言葉はどうなのだろうと、今、これだけ変わっている中で、「7つの生活圏」ということではどうなのかというお話をいただいて、それも本当にぐさりと刺さったことでございます。この総合計画審議会は非常にレベルの高い審議会だということを改めて実感したところでございます。

本日は3つの議題と報告がございます。新たな総合計画の策定について基本的な考え方についてご検討いただき、また、現在の福島県総合計画の総点検、進行管理について、ちょっと厚めの資料になりますが、報告をさせていただいてご意見をいただきます。また、福島県土地利用基本計画の一部変更についてご報告をさせていただくということでございまして、非常に盛りだくさんでございます。わりやすくご説明をさせていただきますのでどうぞよろしくお願い致します。

本日はどうぞよろしくお願い致します。

司会（山田副課長）

続きまして、福島県総合計画審議会の岩崎会長にごあいさつをお願いいたします。

岩崎会長

会長の岩崎でございます。議事に入ります前に一言ごあいさつ申し上げます。審議会では6月に新たに委員が選任されて、この審議体制の下で、本日、第2回目の審議会ということになります。先ほど部長からもお話がありましたように8月6日に1回目の総合計画・復興計画策定検討部会が開催されまして、私もその部会に参加をさせていただきました。後ほど部会の議論の結果報告をしていただくことになっておりますが、本当に、先ほど部長もおっしゃっていましたが、なるほどと目からうろこが落ちるといふか、非常に活発な議論がなされました。

先ほどお話もありましたが、例えば「7つの生活圏」という言葉ですね。私も福島大学に来て20年経つものですから、行政に関わっていると7つの生活圏はもう当たり前のものでしてずっと考えていたのですが、でも、県民の感覚に寄り添って言うと、あるいは時代変化の中で言うと、7つの生活圏、そもそも生活圏とはいったいどういうものなのかと。新たに県民一人一人の暮らしをしっかりと守っていける、あしたも今と変わらない生活ができる、そういう地域にしていくためには、また別の考え方の圏域、地域と地域を連携させる圏域の考え方が必要なのではないか、そういったようなご意見をいただきました。

まさに硬直していた県の発想を、いろいろな審議会の中で県民の皆さんが意見を出してくださることでどんどん変えていく。本当にその意味で、そのプロセスを経る中で、県民に寄り添った、まさに県民が主役となる、県民が復興を本当に実感できる、そういったような総合計画になっていくのではないかと、その姿に向けてみんなで力を合わせて頑張っていこうと、あるいは県民へのメッセージとなるような総合計画がつけられていくのではないかと、そういう確信といふか希望を持つことができました。

今日も、本当に短時間の中でたくさん議論をしていただき、検討していただくことがあります。先ほども申し上げましたが、この審議会はまさに県民の視点で、福島県の目指す将来を実現するための方策について十分議論を深めていきたいと考えております。ぜひ、皆さんにはそれぞれのお立場から忌憚のないご意見をいただき、有意義な審議会となりますようにどうぞご協力をよろしくお願い致します。

— 議 事 —

司会（山田副課長）

それでは次第の3、議事に入ります。

これ以降の進行は審議会の岩崎会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

岩崎会長

それでは、次第の3、議事に入っていきたいと思います。ここからは私が議事の進行を務めさせていただきます。

議事に先立ちまして定足数の確認を行います。本日は、委員現員25名、特別委員4名、合わせて29名中、19名が出席しておりますので、本審議会は有効に成立をしております。

続きまして議事録署名人をお二人の方をお願いしたいと思います。私から議事録署名人をご指名してもよろしゅうございますか。

（異議なし）

ありがとうございます。では、議事録署名人をご指名いたします。お一人は渡部美加委員、もうお一人は南雲委員にお願いしたいと思いますのでよろしくお願いたします。

それでは議事に入りたいと思います。議事の（1）、新たな福島県総合計画の策定についてです。7月19日に開催しました第1回総合計画審議会により設置されました総合計画・復興計画策定検討部会の第1回目の部会が8月6日に開催されました。本日はその第1回検討部会での検討内容についてご報告をいただきます。本来は川崎部会長にご報告いただくところですが、川崎部会長は今日は欠席のため、代理により福迫委員から報告をいただきたいと思ひます。よろしくお願いたします。

福迫委員

それでは部会長に代わりましてご報告させていただきます。

8月6日に開催されました第1回の総合計画・復興計画策定検討部会において発言がありました。総合計画を策定する上での重要なポイントとして主なものを3点、ご報告させていただきます。

1点目が、現在の福島県の実態を踏まえた計画を策定することが重要であるということです。総合計画を策定する上で、福島県の被災地、被災者、復興状況及び県内各地域における人口減少などの実態を踏まえた計画を策定することが重要である。未曾有の複合災害からの復興の中で、現在の福島県の実態がどのようなになっているのか、また、これからの世の中の流れ、時代の潮流というものがあるのか、これらを捉えていく必要がある、実態を踏まえた現実的な計画づくりが必要であるという意見が多く出されました。

2点目は、先ほど部長のほうからお話がありましたが、新たな総合計画をいかにして県民に認識してもらおうか、あるいは、県民にこの計画自体を身近なものにしていくかという点です。県の総合計画について、複数の委員から、普段生活している県民にとって遠い存在であるということから、これからつくる新たな総合計画の策定に当たっては、計画の重要性、内容をいかにして県民に認識してもらおうか、それが課題であるということでありました。県民にとって、総合計画はどのようなものなのか、新たな総合計画を推進することにより生活

がどのように変化するのか、もっと大きく言いますと、どのような福島県になっていくのか、こういったことについて、それをいかにして県民に知ってもらい、自分ごととして認識してもらうか、これが課題であり、今後、検討していかなければならないというご意見が多く出されました。

3点目、これも会長のほうからも少しお話がありました、生活圏及び県内の市町村との関連、こういったことに関する考え方についてです。ほかの都道府県でも地域別の計画を策定しているところはあるということですが、福島県のように生活圏ごとの計画を策定しているところはあまり見られないということの意見がありました。そしてまた、現在の総合計画にある七つの生活圏という概念が生まれた当時の福島県と現在では社会経済情勢や生活圏の実態が大きく異なっている部分もあると考えられるため、生活圏を設定する意味や目的、生活圏の設定の方法などについて、改めて検証することが必要ではないかということでした。

今後人口減少は進行していくと思われますので、そうした中で、県においては各市町村を維持していくための仕組みづくり、そういったものを提示することや、生活圏を含めた横の連携、新たな圏域連携、そういった新しい仕組みづくりなどを踏まえた検討もして、県内市町村がさまざまな計画をこれから策定する際の指針となるとともに、計画そのものが市町村にとって希望が持てる、そういった計画を策定していく必要があるというご意見も多く出されました。

以上3点、ご報告させていただきます。

福迫委員、ありがとうございました。

それでは、今回報告いただきました第1回検討部会の内容を踏まえまして、新たな福島県総合計画の策定について事務局から説明をお願いします。

復興・総合計画課長の半澤です。早速、座って説明をさせていただきます。

資料1をご覧ください。まず、資料の見方をご説明いたします。これは、1ページの1の項目の最初に書いてある部分が8月6日の検討部会でお示しした資料の部分です。その後、四角囲みになっている部分が部会でいただいた委員からのご意見です。2ページをお開きいただきますと、矢印の下に二重線囲みをしておりますが、この二重線囲みの部分が部会でのご意見を踏まえた上で新たな修正案としてご提示するものでございます。

それでは、改めて最初からご説明させていただきます。

1つ目、基本的な考え方でございます。復興と人口減少への対応というのは当然必要と考えておりましたが、1回目の審議会の中で、福祉や教育等にも配慮が必要といったご意見を踏まえまして、部会においては「豊かさや幸せを実感できる」という表現を追記したほか、「目指す将来の姿」を共有した上で共感に結びつけたり、将来像実現のために、それぞれの果たすべき役割を認識するといったことを加筆いたしました。

さらに部会において、この囲みの中にありますとおり、総合計画は県民から遠い存在。先ほど福迫委員のご報告にもありましたとおり、そういったご意見。人口減少化でも持続可能な仕組みや市町村にとって指針や希望となるような計

岩崎会長

復興・総合計画課長

画を、といったご意見、そういったものを踏まえて、2ページをお開きいただきますと、新たに追記した部分等もごございます。

1つ目は、上から2つ目の丸のアンダーラインをすべて引いてあるところ、「行政の視点に加え、県民目線も取り入れた県民にとって身近な計画となるよう、策定過程に様々な主体が関与する仕組みを取り入れるなど、県民参加型の計画を目指す」という点、あと、一番最後の丸でございしますが、「県内市町村が様々な計画を策定する際の指針となるとともに、計画そのものが市町村にとって希望が持てる計画を目指す」、この2点を追記させていただいております。

続いて3ページをご覧ください。計画の期間についてでございます。第1回審議会では、計画期間を「30年後を展望した10年間の計画」と記載しておりました。ただし30年後と10年後の関係がわかりづらいというふうに考えまして、部会の時点におきましては「30年先の福島県の将来を見据えつつ、10年後に目指す姿を示した10年間の計画」という部分で整理をさせていただいております。また「その将来像の実現に向けて、今後10年間の政策の方向性や主要施策を定める」という部分を加筆いたしました。

部会においては、30年先の将来の姿、そこをどこまで共有するのかといったご意見であったり、現計画は「30年後の将来像」という書きぶりになっておりますが、そもそも30年後の将来像を見通せるのかというようなご意見などもいただきました。

そういった部分を踏まえまして、4ページに移らせていただきます。事務局案といたしましては、30年後の目指すべき姿の共通項という部分としまして、「豊かさや幸せを実感できる」という部分を共通項といたしまして、その上で目指すべき姿は県民それぞれが思い描くものというような形で補足をさせていただいております。

続いて5ページ、踏まえるべき時代の潮流・留意すべき重要な視点のところでございます。審議会では基本的な考え方の中にこの重要な視点という項目を入れておりましたが、この重要な視点というのは確かに重要というふうに考えまして、この項を特出ししております。さらに審議会のあとに追加で委員の皆様からいただいたご意見などを、下のほうに下線でアンダーラインを引いて部会の際にお示しをしたところでございます。

部会においては、それぞれの項目の意図するところの共通認識を持つことが必要だといったご意見、SDGsの議論を深めるべきといったような意見もいただきました。そうしたところを踏まえて、このページの下段であります。実態を踏まえるというご意見も踏まえまして、「達成状況などの成果を踏まえつつ」という表現を加えたほか、踏まえるべき視点についても、レベルの大小だったりSDGsの概念の中に広く含まれるものがあるのではないかとといった点を勘案して、視点の集約をさせていただいております。例えばSDGsの中に「多様性や共生の視点を含む」というような形で集約をしたところがございます。

続いて6ページ、4番、次期の復興計画・地方創生総合戦略との関係について

てでございます。これは第1回の審議会でお示ししたとおり、その後、変更はしておりません。

続いて7ページになります。ここは部会の時点で新たにお示した項目でございます。と申しますのは、総合計画、復興計画ともに、計画に基づく取組を実施する上では、国の体制であったり財源とも密接に関わるというふうを考えておりまして、まさにこれからつくる新たな総合計画、復興計画等につきましては国の動向を捉えながら策定する、国のスケジュールと連動する必要性を記載したところであります。さらに、今回の審議会の中では、今年の国の動きをご理解いただきますように、想定されるスケジュール感を示させていただいたところでございます。

続いて8ページになります。総合計画の全体構成についてであります。こちらは実際に策定をしていく上で、全体構成がどうなっているのかということをももってイメージをしてもらった上でご議論いただく必要があると考えてご提示をさせていただきました。30年先と10年後の関係であったり、次期計画で定める基本目標、県づくりの柱等が、全体の計画の中でどういった位置づけを占めるのかというものを、この鏡餅のような形で示したところでございます。委員のご意見で、先ほどの基本的な考え方にも出てきた部分の再掲なども踏まえて、9ページのところで、アンダーラインを引いたような部分を修文させていただいております。

では、10ページに移ります。こちらは部会の時点で初めてお示した中身ですが、こちらは部門別・個別計画は県の内部のテクニカルな部分も含まれておりますが、改めて簡単に説明させていただきます。

県の最上位計画である総合計画の下に各政策分野別の上位となる部門別計画や個別の分野における個別計画といったものがあるということ。もちろん県の最上位計画である総合計画と国の法律上等の縛りがない限りは、原則、整合性を図っていただくというような方向性を記載したところでございます。

続いて12ページをお開きください。こちらは第1回目審議会の際にスケジュールを示した資料の中で、県民、市町村からの意見を聴取する方法としていろいろな方策が考えられますという形で載せておりました。それを部会の時点では聴取する対象を、県民向け、児童・生徒・学生向け、市町村向けの大きく3つに区分したほか、実施方法、時期などもよりイメージがつかめるような形でお示したところでした。

13ページの部会のご意見をご覧くださいと、何度も出てきておりますが、計画が遠い存在、計画の重要性、身近に感じてもらう必要、そういったご意見が出されたことから、さらにページを進んでいただきますと、14ページ、15ページのところに修正案としてお示しをさせていただきました。

大きく言いますと、県民向けとして、これは児童・生徒・学生を含んだものという形で、あとは市町村向けという、大きく2つに分けてあること。また、さらに県民に当事者意識を持ってもらうこと、総合計画を身近に感じてもらうこと、そういったことができるのではないかとこのことを考えまして、事務局

としては③番、県民参加ワークショップというような形で、特に小中学生から大学生・一般まで、こういった方を対象に、アンダーラインを引いてあるような内容で意見交換、ワークショップ等を進めてまいりたいと考えております。

なお、この実施時期につきましては来月10月からというところで、終わりの時期を載せておりませんが、これは審議会や部会での検討経過を踏まえまして、次年度にかけてのスケジュール感を考えていることを申し添えさせていただきます。

続いて16ページ、最後になります。地域別構想の取扱いに関する基本的な考え方ということで、前回の部会の時点におきましては7つの生活圏に基づいた地域づくりというような形で、第1回の審議会におきましても従前どおり「全体計画と合わせて、地域別の重点推進施策については7つの生活圏を基本として定めることとする」という整理をしていたところでございます。

審議会後の追加意見として、まず生活圏という概念とその内実について問い直す必要があるといったご意見を含め、部会において、7つの生活圏は前提としても、その妥当性は検証すること、現計画以上に広域連携を意識するといった形で部会ではさせていただきました。その上で、この16ページ下の意見にもあるとおり、先ほど福迫委員からご報告があったような内容として、生活圏の捉え方に関してさまざまなご意見を頂戴したところでございます。

17ページをお開きください。それを踏まえての修正案でございます。生活圏の定義、検証というものは、当然、別途行うこととはいたしますが、現在の県の出先機関としましては、県内の各地域の中心地に設置されていること等を踏まえまして、県民にわかりやすく地域別構想というものを捉えていただくために「7つの振興局単位で策定する」というような表現にしたいと。また、7つの生活圏を踏まえつつ、現計画以上に広域連携を意識するといった内容に修正をさせていただいております。

資料1は以上のとおりであります。これに関わる参考資料についても簡単に説明をさせていただきます。後ろのほうに参考資料が1から8までありますが、まず、ここでは参考資料の1～3と6と7の説明をさせていただきます。

まず、参考資料1についてでございますが、これは審議会当日、各委員の皆様からいただいた意見と、後日、追加でご意見を募集いたしますということでいただいた意見を整理した資料になっております。

続いて参考資料2になります。こちらは部会でいただいた意見です。これは今回の資料1、今説明した資料1の枠囲みの中にも抜粋はしておりますが、これをより詳細に記載したものでございます。

続いて参考資料3でございます。ここは部会が立ち上がったので、部会での検討の進捗イメージと、皆様にご参加いただく審議会とのスケジュールの関係をお示ししたものでございます。

さらに、ちょっと番号が飛びますが、参考資料6と7についてでございます。そちらは「留意すべき重要な視点」という中で「SDGs」や「Society5.0」といったキーワードを提示させていただいております。ご存じの方は多いかと

と思いますが、改めて用語の説明や、こういった取組なのかということをご参考としてお示しいたしましたので、お時間のあるときにご覧いただければと思います。

最後に、第1回の部会以降、事務局としまして、「県民」という使い方と「住民」という言葉の使い方、どちらが総合計画に適しているのだろうかということをご根本に立ち返って検討したところでございます。なぜかという、事務局としましては、外国籍の方、二地域居住の方といった方も県民に含めてよいのかというようなことなども考えたところであります。実際に他都道府県の総合計画や法令用語辞典等の解説等も調べまして、一応、事務局としましては、現計画と同じく「県民」を基本として使用することを考えております。ほかの計画の例などでも、「住民」よりも「県民」のほうが広く捉えている使用例なども確認しているところであります。

なお、新たな「関係人口」のような概念といったものも出てきております。そういったものと計画に定める「県民」といった部分に若干の齟齬が生じることも、実際、計画をつくっていく中で出てくる場合もあるかと思っております。そうした場合につきましては、「県民」という言葉の定義づけ、用語説明なども含めて整理していきたいということを事務局のほうでは考えております。

説明が長くなりましたが、議題1についての事務局説明は以上でございます。ありがとうございます。

岩崎会長

議事の(1)新たな福島県総合計画の策定についてということでご説明いただきました。ご意見やご質問がありましたら、どこからでも結構ですので、よろしく願いいたします。

伊藤委員

すみません。伊藤です。最後の「県民」を使うということの方向でというときに、外国籍の方とか二地域居住したいな方もこの「県民」には含むという、そういう使い方ということでしょうか。

復興・総合計画課長

実は、国会答弁なども一応調べてみた上で、国民保護法制の答弁の中では、「国民という部分の中には広く外国人なども含まれる」といった答弁も実際ありました。あとは、例示としては大阪市さんの計画なども拝見したところ、「市民」という言葉と「住民」という言葉のそれぞれの定義の中で、「市民」という言葉のほうがより広い、計画の中で対象とする部分には、広い意味での「市民」という部分の中には、実際、市に住民票がない方も含めて整理するような表現もあったので、まだ整理しきれれておりませんが、「県民」という部分の定義の中にそこまで含めていくのか、もしくは、もしかすると、今、伊藤委員からいただいた中では、その定義がすべてを包含するにはあまりにもごくっとしすぎていないかという部分であれば、それぞれの対象を説明する上で、この場合のときには、例えば「地域の住民」とか「〇〇に来た方」とか、それぞれごとに使い分けることも考えていきたいと思っています。ただ、広く「住民」なのか「県民」なのかという、言葉のどちらをメインに使おうかという部分においては、現時点では事務局としては「県民」という言葉をこれまでの計画どおり使っていきたいというふうに考えた次第でございます。

岩崎会長

伊藤委員、よろしいですか。福島県の独自の事情というのでしょうか、避難地域の方々に、さまざまな事情でまだ県外で避難生活を続けておられる方もいて、なかなか地域に戻って住民として生活できない方もいる中で、でも、そういった方たちも県民であることは間違いなくて、そういった方たちもしっかり県としてサポートしていきたいという、そういう思いも込めて「県民」という言葉を主に使っていこうという思いが検討の過程ではあったようです。

ほかにいかがでしょうか。

酒井委員

県民参加型ワークショップについてですけれども、小学生や高校生、大学生、一般の方々が参加できるということで、特に小中学生のことでお聞きしたいのですけれども、どのくらいの計画が進んでいるのかということをお聞きしたいんですね。私のほうでちょっと気になったのは、自由に意見交換を行うということで、あまりに未来のお話すぎてもちょっと方向性が違ってしまふのかなというふうに思うので、具体的に計画のところがありませんでしたらお聞きしたいと思います。

復興・総合計画課長

ありがとうございます。小中学生のところで、未来の姿を自由に意見交換という部分は、まだ詳細を詰めているわけではありません。ただ一方で、今の福島県がどういう状況なのかということは小学生の皆様にもわかりやすくお伝えをした上で、その上でどういう福島県になってもらいたいのかといったことのご意見をいただきたいと考えています。

一応、参考にした事例としまして、実は昨年、当課で地方創生に関して、県内の小学生が応募して、10名ほどの小学生に福島県の人口減少をどう捉えてどういふふうな対策を講じていきたいかということをごつくばらん、午後3時間ほどかけてご意見を頂戴したことがあります。それはあるマスコミ媒体で県民の皆さんにもご披露させていただいたところなのですが、その中では、まず福島県の人口減少の状況がどういった状況なのかという説明であったり、そういった中でも、今、福島県でこういった動きも進んでいるんだよということを小学生にもわかりやすいレベルでお伝えをしたあとに、それを踏まえて、そのあとは自由に小学生にアイデアを考えていただいたりみんなで話し合ってもらいました。例えば、紙面に載った中身としては、当時、卓球の張本選手が活躍していた当時だったので、卓球の専門の道場を福島県につくったらいいといった話で、「チョレイ」という言葉が大きく書いてあるようなイラストとともに報告いただいたりということで、直接、総合計画の施策に広げられるかどうかという部分とは別に、皆さんが福島県に抱いている、こういう期待をしているんだということを小学生、中学生の皆さんから希望として拾い上げられるような形で、その上で、若干、行政の押しつけにならないようなワークショップの手法というものが何か技術的にいろいろあると伺っておりますので、そういったところをしっかりと勉強しながらやっていきたいというふうに考えています。

酒井委員

ありがとうございます。テーマを持ってやるということはすごくいいなと思ったのと、あと、一人一人がすごく未来を考えて参加されると思うので、一人一人の現状の把握をするとともに、思い描く未来というものだったり希望だっ

<p>復興・総合計画課長 岩崎会長</p>	<p>たりというものを吸い上げられるような形を整理して実施してもらえるとすごくいいワークショップになるのではないかなというふうに思います。</p>
<p>小松委員（代理）</p>	<p>ありがとうございます。検討させていただきます。</p> <p>ありがとうございます。このワークショップは、やはり、一つ大きな今期の目玉というのでしょうか、しっかり住民の声を、住民参加型の計画をつくっていくことで一生懸命取り組んでいきたいと思いますので、審議会の委員の皆様には、そういうファシリテーターとして各地でもご活躍されている方がたくさんいらっしゃると思いますので、いろいろ事務局にアドバイスなりを頂戴できればと思います。ありがとうございました。</p> <p>冒頭、佐竹部長あるいは岩崎会長からも言及がありました生活圏の考え方ですが、資料1の17ページでは、最終的には現行の7つの地方振興局単位の策定という形になっているのですが、検討部会の時点では、7つの生活圏の妥当性について検証していく。参考資料2では、今野委員からこの辺について、各市町村、県の計画に理解を示してくれることの大切さということの冒頭の内容として、「現在の生活圏域をまたぐような取組が」うんぬんということで、「『検証』という文言を用いたところ」ということで、検証ということがやはり必要なのだろうと私も考えております。</p> <p>今現在、郡山を中心とする県中の連携中枢都市圏構想では、県北あるいは会津の実態を含めた検討をなされております。そういう状況で、これまでも各自治体のほうから現行の7つの生活圏、現実には、これは実態にそぐわないという意見は出ております。</p> <p>そういう中で、少なくとも検証ということは必要だろうというふうに考えていたところ、それが全く現行の7つの、まさに県の行政区域で整理してしまうということで、「検証」という文言が全く消えてしまったということには、若干、違和感を持たざるを得ないと思います。ぜひ、基本的な考え方は現行制度でいかざるを得ないとしても、やはり検証というものは必要ではないかと思うので、何らかの形でそういった文言も付記していただければありがたいと思っております。</p>
<p>復興・総合計画課長</p>	<p>ありがとうございます。すみません。資料として消えてしまった部分はありましたが、検証自体は当然やるつもりでございましたが、確かにご意見の重さ等を踏まえると、委員がおっしゃるとおり「検証」という言葉を残す必要もあると思っております。それをもう一回、書き戻す方向で考えたいと思います。</p>
<p>岩崎会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>ほかにどうでしょうか。ご意見、ご質問がございましたら、お願いします。</p>
<p>福迫委員</p>	<p>福迫でございます。今、ご意見のあった17ページのところですけれども、今、検証等も行うということ、その上で、一応、ここに書かれている7つの地方振興局ごとにつくるというのはどういう意味なのか。具体的に、例えば7つの地方振興局が主体となってそれぞれ計画をつくっていくというようなことであるのか。その場合、権限や予算配分、ある種の独自性というのを地方振興局が発揮するような形の計画が盛り込まれるということなのか。現行の7つの生</p>

復興・総合計画課長	<p>活圏で描いているようなものとどのように異なるのかという点について、現時点でどのように考えているか教えていただきたいと思います。</p>
	<p>では、現行計画の書きぶりがどうなっているのか改めて皆さんにもご覧いただきたいので、「総合計画新生プラン」の冊子の191ページ以降が地域別の計画が載っている部分ですので、お開きをいただきたいと思います。</p>
	<p>実は、現在の新生プランにおきましても、地域別の計画というものは7つの生活圏別に、それぞれの生活圏、振興局単位で4ページほど割いておりますが、その前段として、地域づくりに当たっての基本的な考え方やベースは7つにあります。ただ、それだけではなく、生活圏を越えた機能の補完・連携が必要であるといったこと、あとは県を越えたような広域連携という部分もある。これは1回目の部会の中で、私のほうで、例えば北関東磐越五県会議というような取組であったり、市町村レベルで言いますと、白河、いわき市などを包含した茨城の県北地域、栃木の県北地域を含んだF I T地域の構想であったりと、そういった県をまたぐような広域構想も、実際、県でも取り組んでおります。</p>
	<p>そういったようなところが、今、先ほど小松委員のほうからもお話がありましたとおり、広域圏の取組、例えば福島県域の広域圏でありますと、山形県の米沢市だったり宮城県との連携という部分も実際に始まりつつあるというような動きもありまして、現行の計画のあとにおいても広域連携がさらに進んでいる状況がありますので、そういったことは次の計画でしっかり書き込んでいく必要があるだろうと思っています。</p>
	<p>あと、もう1点、委員からいただいた振興局に新たな予算とか権限という話に関して、今、そこまでの方向性を出しているわけではありませんが、実際、地域を重視するのであれば、そういったところまで配慮した計画なりにしていくべきだというようなご意見が審議会で多く占めるようなことになりましたら、それを含めて、総合計画策定の中で、そういう仕組み等も、県内部での調整も必要になるのかなと思っています。</p>
福迫委員	<p>わかりました。現時点ではまだ検討が進んでいないということですが、検討部会や前回の審議会等で出た意見を踏まえて、こういった7つの振興局ごとというようなことでいくのであれば、当然、県の出先というか、県の計画であることは間違いなくはありますが、より地域に根ざしたというか、地域に密着し重点的に取り組む施策というようなことの意味合いかと思っておりますので、そうすると、当然、当該地域の市町村との連携というのが今まで以上に強くないと齟齬を来すことが大きくなるだろうということが予想されますので、その辺もご検討いただき、審議会で検討すべきかと思っております。ありがとうございました。</p>
復興・総合計画課長 岩崎会長	<p>ご意見を配慮して検討していきたいと思っております。 ありがとうございます。</p>
	<p>ほかにいかがでしょうか。お願いします。</p>
今野委員	<p>連合の今野です。前回のこういった内容を丁寧にまとめていただいたことにお礼を申し上げたいというふうに思います。</p>

それで、この事業の内容、計画の内容について、さまざまなワークショップ、いろいろな階層ですとかそういった方々の意見を頂戴するというのもかなりあるようでありましてけれども、この中で、今まさに双方向というふうなところ、例えば先ほど県民と行政との双方向な関係を確立、それはワークショップであったり意見聴取であったりというふうに思うのですけれども、やはり、今の社会環境を考えますと、SNSですとかフェイスブックですとか、そういったもので直接的な評価を得ることがかなりあると思うんですね。

例えば、まとめる職員の方は大変なのかもわかりませんが、そもそもがこの計画が遠い存在、身近なものではないという考え方、やはりその発信の仕方、そしてまた、それに対する評価の在り方というものも、今のソーシャルネットワーク、こういったものも活用しながら、具体的な評価というものをそういった中で得ていく、さらにはそういったものに対して発信をしていく。そしてまた、それをフィードバックしながらクオリティーの高い計画にしていってはどうかというふうに思います。

ただ、時間的な制約もあり、初めての試みとなればなかなか難しさもあるかもわかりませんが、そういった中で、県の行政というものをさまざまな事業展開をする中で、いろいろな評価を実際に県民の方から、やはりそういった評価を得るといふ、こういうこともこの計画を含めて考えていただければというふうに思います。

復興・総合計画課長

ありがとうございます。実は、今、委員からいただいたご意見に関しては資料4-3のところの事前意見の中にもいただいております、22ページの一冊下、本日はご欠席ですが、西崎委員のご意見、そして、また県民に伝わっていないと感じているということに関して、どこまでどういったことができるかということはあるのですが、事務局の案としましては、策定段階だけではなくて策定後についても周知等に努める。さらに関係課とも連携の上、従来の媒体に加えて各SNS等の新たな媒体の活用ということは検討していきたいと。ただ、前の計画の時点ではまだこのソーシャルネットワークみたいな部分はあまり活用されていなかった当時につくったものが、震災以降、まさにこういった部分で広く皆さんに県の情報も発信しているという状況もありますので、具体的に検討を進めて、こういった形だったらできるかという案を部会等にお示しして、またご意見をいただきたいと考えております。

岩崎会長

ありがとうございます。ぜひそういう情報発信の効果的な手法を新しい総合計画ではしっかり踏まえながらやっていきたいと思っております。

ほかにどうでしょうか。ご意見はございますか。お願いします。

長林委員

2点ほどお願いします。長林です。

先ほど県民参加型ワークショップが出ましたので、1つ意見を申し上げたいと思っております。14ページのところですが、例えば、小中学校の学生に対してワークショップをするということなのですが、代表者の意見ということで、それが集約できるかどうかというところにちょっと疑問を持っておりまして、今回、総合計画を改定するに当たり、10月から実施するということですが、そもそも、

こういうワークショップは非常にいいと思うんですね。これは学校教育の中の例えば総合教育の時間で、地域研究なりそういうところで地元の課題を吸い上げて、その上で代表によるワークショップが開ければいいなというふうに感じております。ですから、学校教育とぜひ連携されて、継続的にこういうワークショップを開いていただいて、地元をよく知っていただくという目標に立って実施していただくと非常に効果があるというふうに考えます。

それから、もう1点ですが、言葉尻を捉えるようで申し訳ないです。5ページの一番下ですが、潮流・留意すべき重要な視点ということで「一極集中でなく、分散型の県づくり」とありますが、ちょっと言葉を足していただいて、自立分散なのか分散連携型なのか、いわゆるそういう言葉をちょっと補足していただかないと、分散で、それで県が成り立っているようなことにも取られかねないので、ちょっと修正をお願いできたらと思います。

以上です。

復興・総合計画課長

1点目のご意見、非常に重要な視点だと思っております。一方で、学校のほのカリキュラム等の関係もあるので、教育庁などの関係部局と具体的にどこまでできるのか。仮に計画策定までにできる部分と、あと、計画をつくった後に実際それをどのように進行していくのかというところで、ぜひとも我々事務局としては連携を図っていきたいという考えは持っております。

また、先ほどの分散型、おっしゃるとおりでありまして、それぞれの地域がしっかり運営ができる、経営ができるという観点からは「自立分散型」というような表現をベースに書き足すことを検討させていただきたいと思います。

岩崎会長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。まだ後ほど議論をする時間が少しありますので、もしよろしければ、この1つ目の議題はこのあたりで次に進みたいと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

今回、事務局から説明がありました内容は、総合計画の基本的な考え方として、今後も策定検討部会でこの考え方を踏まえながら具体的な議論を進めていくということになります。事務局から説明のあった考え方の下で策定をこれから進めていきたいと思いますが、そういう方向でよろしゅうございますか。

(異議なし)

ありがとうございます。

それでは続いて議事の(2)福島県総合計画の総点検について、事務局から説明をお願いします。

復興・総合計画課長

こちら、資料のボリュームが厚くなっておりまして大変申し訳ございません。では、説明をさせていただきます。議事2、総合計画の総点検についてでございます。

新たな総合計画を策定するにあたりましては、現計画の毎年度行う評価、進行管理、このあとの議事3でやるものとは別に総点検を実施したいということとは前回の審議会の中でもご説明をさせていただいたところでした。結果が取りまとまりましたので、その概要をご説明いたします。

まず、資料2-1、総合計画の総点検結果の総括表をご覧いただきたいと思
います。お開きいただきますと「総括表」という題目がありまして、円グラフ
と表を上の方に載せてあります。これは、現在の総合計画では22の政策分野
に合計422の施策がひもづけられておりますが、1つの施策に複数の部局が関
わるものもあることから、ここでは合計484の施策を、「①完了・達成」から、
令和2年度には「完了見込み」、「⑥拡充」が必要、「⑦新たな取組」が必要とい
った7段階、区分におきまして、まず各部局において自己評価をしたものを集
計したものがこの総括表になっております。

結果としましては、「継続」というものが必要という評価が334施策、約7割
弱という形になります。一方、「完了」「完了見込み」の合計が1割弱なのに対
しまして、「⑤一部見直し」、「⑥拡充」、「⑦新たな取組」、こういったものの合
計が2割を超えております。現在の総合計画に掲げた施策の、その多くが継続
もしくは進化させた取組を進める必要があると事務局としては総括をしており
ます。

この下の、ページ下半分、こちらは各部局からいただいた報告をもとに、事
務局として、大きな括りとしてまとめたものでございます。白丸に関しては施
策が進んだ部分、また、黒丸については今後も取組が必要な点というような形
で整理をしております。

まず、白丸としては、避難指示区域を除いた地震・津波からの復旧・復興工
事、除染作業などはおおむね完了したほか、避難者数の減少、産業基盤の回復
傾向なども各施策の取組状況及び、このあと説明します事業に対する進捗状況
などからも見て取れます。

一方、黒丸の部分のほうは数が増えておりますが、避難の長期化に伴う
課題の個別化、複雑化に加えて、風評による農林水産業、観光業への影響、震
災前から続く構造的な要因による厳しい人口減少といったものも継続。さら
には産業分野、特に介護、福祉、医療分野の人材確保等の喫緊の課題などもある
ということ。また、合計特殊出生率、これは全国平均を上回っているという一
方で、低下傾向であるということも認識しなければいけないので、こうした子
育てができる環境整備が引き続き必要といったような多くの課題を総括したと
ころでございます。

続いて資料2-2、こちらが「総点検結果（政策分野別）」というものでござ
います。こちらは先ほど申しました22の政策分野を、それぞれの分野ごとに1
つの見開きごとに1つのシートとして整理したものでございます。これは例示
として説明したほうがいいので、まず、2-2の9と10ページ、「過疎・中山
間地域」という政策分野を例にご説明していきたいと思えます。

一方で、新生プラン、先ほどもお開きいただきましたが、この新生プランの
冊子の78～80ページをいったんお開きいただきたいと思えます。こちらが今
の現行プランの中での過疎・中山間地域における記載となっております。こちら
を数えますと、20の施策が掲載されておまして、資料2-2に戻りまして、
政策分野5というところの過疎・中山間地域の後ろに20施策ということで符合

しております。1つの施策で複数の部局にまたがる20施策に対して、回答としては21件ということで、重複している部局もあることがここでご覧いただけるかと思えます。この分野におきますと、メインは企画調整部であります。当該地域における農林水産業、観光産業、企業誘致、生活交通など、各部局に関連するものもありますので、この分野におきましては合わせて6つの部局から回答をいただいたものを集計しております。

このページの結果分析というところを説明していきますと、例えば、集落支援員数、過疎地域における医師数などは目標を上回っております。実は、こちらの冊子のほうの80ページに集落支援員数という指標なども出ております。これは平成32年度33人以上というところではありますが、現時点におきましても既に63名という実績がありますので、集落支援員に関しては達成していると評価しているところでございます。

一方で、働く場と収入の確保という部分で、4つほどの施策を現計画では位置づけておりますが、その中で、継続が必要といった部分、あとは拡充が必要といった部分の大きく2つに分かれております。さらに、また上の結果分析の黒丸に戻っていただきますと、ここに「観光客入込客数～」という言葉がありますが、後段、「インバウンドを見据えた電子マネー対応のほか」との表現で、これは新たな時代潮流を踏まえた課題ということで、次期計画等においても検討しなければいけないような部分も、把握できる範囲に関してはこの結果分析の中で整理したという形になっております。

今、過疎・中山間地域を例示としてご説明しましたが、こういったものを22の主要政策、政策分野ごとにそれぞれシートでまとめたというのがこの資料2-2というものでございますので、そういうことでご理解いただきたいと思えます。

続いて資料2-3、地域別でございます。こちらは先ほどの選択分野別の記載ぶりとは体裁がちょっと変わっておりますので、その違いも含めて説明をいたします。これは地域別の計画の総括表でありつつ、課題を網羅した点検結果というふうにご理解いただきたいと思えます。

なお、政策分野のほうは成果と課題それぞれ載せておりますが、こちらの地域別に関しては課題だけここで取り出しております。なぜかといいますと、このあと議事3のほうで地域別の評価調書のご説明をさせていただきますが、そちらのほうで地域別で取り組むべき主要施策に対する評価、進捗状況、成果のほうは別途、調書として取りまとめてありますので、こちらにおきましては、そういった取組を進めた上での課題等を整理したものとして整理をいたしましたところです。

例えば、県北地域におきましては4つの大きな分野として、安全・安心な生活環境整備から社会基盤の充実といった分野について、その後ろ、明朝体で書いてあります「子ども・子育て世代への相談支援の継続、避難者への健康支援や心のケアの継続等が課題」といったような、それぞれの分野ごとの課題等を網羅しております。それを7つの振興局ごとに提示した上で、全体を捉えて、

共通として事務局で整理しましたのが人口減少対策が全ての地域での大きな共通の課題であるということ。また、地域の産業振興、農林水産業の再生に向けては、働き手の確保、あとは魅力ある職場の創出等が課題となっていること。一方、地域活性化、コミュニティーの維持に向けては移住・定住者の確保、一方、交流人口、関係人口の拡大についてもそれぞれの振興局で課題として捉えている状況が事務局としては確認できたと考えております。

ここまでが総合計画のほうの点検結果でございます、続いて3-1、3-2、3-3というものが、今回、初めて復興計画に関する資料をご提供させていただいております。「復興計画（第3次）の総点検結果」ということで、総合計画、これは1回目の審議会でもお話ししましたとおり、総合計画は施策に関する記載に対して、復興計画は重点プロジェクトごとに実施時期までを記載した取組ベースで記載されているということで、より具体的なもので復興計画は整理していることをまずご承知おきいただきたいと思います。

その上で、資料3-1をご覧ください。復興計画はこの1番、「避難地域等復興加速化プロジェクト」から10番の「復興まちづくり・交流ネットワーク基盤強化プロジェクト」まで、10の重点プロジェクトで構成されております。それぞれA4判両面で1つのプロジェクトが整理できるような総括をしており、これと資料3-2の表も併せてご覧いただきますと、こちらはそれぞれのプロジェクトの個別的な取組が、具体的に、終期がいつであって、それが今の現時点、平成30年度の秋時点で総点検結果として継続が必要なのか、完了・達成しているのかということをお個別に整理をした表となっております。

まず、「避難地域の加速化プロジェクト」を例に説明しますと、資料3-2の1ページから9ページまでが1つ目のプロジェクトとしての個別取組を記載したもので、合計83の取組が載っております。その中で、1つの取組の中に複数の部局、例えば一番最初であると避難地域復興局と土木部の2つの部局が書いてありますが、取組の施策の評価区分としては継続という1つの整理をしているところです。

そうした中で、また3-1へ戻っていただきますと、全体としまして、このプロジェクトとしては、83の取組の半数を超える43が継続が必要、一方で、完了や完了見込みということが、両方合わせて10を切っておりますが、あるということで、こういったものの関係性を1つ例にとって説明したいと思っております。

例えば3-1の一番最初「完了・達成というところで、県立小高工業高校と県立小高商業高校との統合高校の校舎整備」というものが完了・達成ということで、その理由として、平成29年度に校舎整備が完了ということになっております。これは、復興計画の中においても平成28年度までに校舎整備が完了するという計画をつくっておりました。その中で、実際、校舎整備には外構工事なども含めて平成29年度までずれ込んでおりますが、既に校舎整備としては完了しておりまして、既に小高産業技術高校が平成29年の4月に開校していることから、この取組は完了となっております。

このように、復興計画は総合計画と比べるとより取組自体がどこまで進んで

いるのか、特にハード関係のものなどに関しては、進んでいるかまだなのかということが見やすい一方で、実際の取組の内容によってはなかなか評価が難しいというか、進捗を把握する部分が難しいところもあると考えておりますので、そういった点については、この3-2の個票なども後ほどご覧いただきながらご意見等を頂戴できればありがたいと考えております。

さらに、3-3でございます。こちらにつきましては、参考資料として重点プロジェクトが復興計画で10あると申し上げましたが、この10の重点プロジェクトに指標を設けており、その最新、もしくは昨年度末時点で把握できる実績値という形で更新をしたものでございます。こうしたプロジェクトの指標に関しての達成状況なども踏まえて、今後の議論や検討における基礎資料としてご活用いただきたいと考えております。

ちょっと資料が多くてわかりづらいところもあろうかと思いますが、総点検結果に係る説明は以上であります。

ありがとうございます。今後の新しい総合計画をつくる上で総点検作業というのが欠かせませんので、それをどういう形で進めていくかという資料をご説明いただきました。一つ一つの内容に分け入っていくととても時間が足りませんし、また、初めてこれをご覧になったという方もたくさんいらっしゃると思いますので、これを今後、読み込んでいきながら、実際に策定検討部会でその点検の結果をしっかりと分析して新しい計画づくりにいかしていくという、そういう方針で進めたいというご提案だったと思います。

この時点でどうでしょうか。何かご質問、ご意見がございましたら。あまり細かい、一つ一つのテーマに入っていくとなかなか時間が足りないものですから、この進め方という点からご意見をいただければと思うのですが、よろしいでしょうか。いかがでしょう。このような点検結果を踏まえてということで、今後、策定作業に入っていくということでよろしゅうございますか。

(異議なし)

ありがとうございます。では、このあたりを委員の皆様もぜひ後ほど時間のあるときに見ていただいて、また今後、ご意見をいただければと思います。ありがとうございます。それではこの総点検結果は策定検討部会で議論をしまして、次回の審議会で、部会からまた報告をしていただくという形になると思いますので、よろしく願いいたします。

それでは議事の(3)の福島県総合計画の進行管理に入りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

それでは議事の(3)、進行管理の説明に移らせていただきます。

まず本議題の趣旨と配布資料についてご説明をいたします。本県では例年、次年度予算の事業構築につなげるため、各分野の現状と対応する施策や取組を分析し、課題や必要な施策等について県庁内でまとめたものが、まず資料4-1の政策分野別評価調書、そして資料4-2の地域別の評価調書であります。また参考資料4のほうの指標一覧や、参考資料5、地域懇談会結果概要、こういったものも調書を作成するための基礎資料として活用させていただいている

岩崎会長

復興・総合計画課長

ところです。

また、委員の皆様におかれましては、資料4-1と4-2について、事前にいただいたご意見と、その意見に関する県の考えをまとめたものが、本日お示しさせていただいた資料4-3という資料になります。委員の事前意見につきましては、今年度のこの資料4-1、4-2の評価調書に反映する部分と次年度以降の取組に反映する部分に分かれるかと思えます。本日、委員からこのあといただいたご意見等を含めて修正等の対応をしていきたいというふうに考えておりますので、資料4-1の説明に入らせていただきます。

まず、1ページをお開きいただきまして、第1回目の審議会でも昨年度の評価調書をもとにご説明しましたが、その今年度版とさせていただきたいと思えます。まず、開いていただいて、22の政策分野のひとつ、「子ども・子育て」を例に説明しますと、この分野に係る指標をまず示して、その下に施策の目標を実現するための代表的な取組を示して、現在抱えている主な課題と今後の方向性というものを整理したところがございます。

この「子ども・子育て」に関してはお2人の委員から計4件、ご意見をいただいております。これは資料4-3の1～2ページに、主な指標を踏まえたご意見としていただいているものに対して、県としての回答などを載せております。こうした事前意見及び本日いただくご意見等を踏まえて、先ほど申したとおり今後の施策に反映をするという形になってまいります。これを22のシートに作成しました。

続いて4-2、地域別評価調書になります。こちらも2ページ、3ページ、県北地域を例に見開きでご覧いただきたいと思います。先ほど総点検の地域別のところと言ったとおり、ここに取組の進捗状況というところが書いてありまして、それぞれの、例えば1つ目の「誰もが安心して暮らせる生活圏の形成」であれば、復興公営住宅の整備や健康の維持・増進という部分の取組の進捗状況等が成果として載っております。その上で、右側に移りまして、上の3分の1の下あたりから、地域の主な課題、地域懇談会の意見、今後の方向性といったものを、今年7月に実施しました地域懇談会の意見などを含めて、課題を捉えて、それぞれの振興局単位で今後の方向性を整理したものというふうに捉えてください。

その上で、1つ例示として資料4-3の15ページをご覧いただきたいと思います。15ページの上に会津地域、ページでいうと8ページから9ページというところで、岩瀬委員からご意見として、会津地域の取組としてこういったことを記述すべきではないかということがありまして、それを受けて、会津振興局としても、こういった意見を踏まえて追記しましたということで、こちらの資料4-2でご覧いただくと、8ページから9ページの見開きの、9ページの右側の上の2つ目の四角のところに「会津大学の先端ICTラボを中核にロボット関連産業～」ということで、いただいたご意見等を反映済みの部分もがございます。

今度は資料4-3に移ってまいります。今回、資料4-1と4-2に対し

ての意見照会という形でいただきましたが、本当に大所高所から合計 66 件という大変多くの様々なご意見をいただきました。本当にありがとうございます。こういった各分野、各地域別のご意見を個別に検討・対応させていただくとともに、全般的なご意見として、現在の計画で掲げた指標や目標の妥当性であったり、取組に関しても改善とか進化が必要ではないかというご意見が多かったのかなと事務局としては考えております。

指標につきましては、施策との連動性を踏まえて、まさに次期計画を策定していく中で検討すべき点だというふうに考えておりますし、取組に関して、こちらは新たな総合計画のスタートを待たずに実施すべきものもあるでしょうし、次期計画の中で腰を据えてしっかり取り組むべき事業なども様々あると考えております。いったん県としての説明、回答の方向性は示させていただいてはありますが、これからも具体的なそれぞれのご意見を踏まえた上で、このあとの計画策定だけでなく、今の事業の進化等にも反映させてまいりたいと考えております。

最後に参考資料の説明をさせていただきます。参考資料の 4 番でございます。こちらは、例年、今回の資料 4-1、4-2 をお示しさせていただくのと同時に、それぞれの指標の現時点での達成状況というものを毎年度更新させていただいているところでございます。1 ページ目、表紙をお開きいただいて、1 ページをお開きいただきますと統括表が載っております。A、B、C、D、あと評価が A、B、C、D にはまらないといったものを踏まえて 254 項目のそれぞれの A、B、C、D の評価ということで、この割合に関しては、ほぼ前年と同じような状況になっております。

また、参考資料 5、これが最後になりますが、こちらにつきましては地域懇談会の結果概要ということで、資料 4-2 で反映している部分も含めてさまざまなご意見を頂戴しているところです。ここにちょっとお集まりの審議会の委員の皆様にも懇談会にご参加いただきまして、それぞれのお立場でご意見を受け止めていただいたものと考えておりますので、このあと、具体的な次期計画についての検討を、指摘を受けて、地域のご意見等を踏まえた上で、いろいろ今後ともご意見等を頂戴できればというふうに考えております。進行管理としての評価調書、資料 4-1、4-2 を中心とした説明については以上でございます。

ありがとうございます。

それでは、議事（3）の福島県総合計画の進行管理について、皆様から事前意見として非常に重要なご指摘もいただいております。改めてここで、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。いかがでしょうか。

須賀川瓦スの橋本です。資料のほう、大変まとめていただいてどうもありがとうございます。

2 番の総点検のところとも関わるころだと思うのですが、先ほど見せていただいた資料 2-1 から 2-3 等で記載されていた、まだ完成されていない事業とか継続事業というのがたくさんあったと思うのですが、今回の位置

岩崎会長

橋本委員

づけというのが、過去の計画を評価した上で未来の10年間を30年後を見据えてつくっていかうところだと思うのですが、この総点検結果一覧を拝見させていただくと、総点検結果の終期、終わりのところで、あと1年ないし2年で計画が終了するという、既にお尻が見えている段階で未定の部分が非常に多いのかなというふうに見受けられたのが正直なところなのですが、もし、今回、なぜ未定だったのか、県内の状況がいろいろあると思うのですが、定性的及び定量的な進捗の総点検というのを、各部門ですか、部局でされていると思うのですが、今回の3番の総合計画の進行にあたっては、未定だったもの、そしてできなかったもの、継続するそもそもの意味があるのかどうか、たくさん仕事や割り振りがある中で、実際にやれていないものというものをこれから取捨選択する必要があるのかなというのをひとつ思ったりもしました。

その上で、(3)番の総合計画の進行管理に関してなのですが、意見のほうは細かいところでたくさん各委員の素晴らしい意見が出ていると思うのですが、私も県南のほうの審議会のほうに参加させていただきまして、大変いろいろな意見を頂戴して勉強になったところなのですが、いろいろな部会で、いろいろな会合で、いろいろな業界の団体の会合に参加する機会がございまして、皆さんに共通しているところはもちろん人口減少だということではあるのですが、これは福島県においてだけの問題ではないということ、他の東北6県及び北関東における違い、差別化というのが大きく明確になっていないと、外から見て、首都圏から人を連れてこよう、定住化させようといったときに、では、どこを選ぶのかとなったときに、似たり寄ったりな制度・政策でしかアピールできない。では、福島県はそこで何ができるのですか、どこが違うのですかということ、少し強弱をもって検討していく。では、その差別化というのをどこでできるかということ、多分、こちらの計画の主たるもの、たくさんを網羅しようと思うとなかなか難しいので、その負荷のかけ度合いというのですか、これは予算にもひもづいてくることだと思いますし、先ほど冒頭に伊藤委員のほうから「県民」の定義はどういうことですかということがあったと思うのですが、それは県に関わる人なのか、定住する人なのか、住民なのか市民なのか、それは県の税収にもかかわってきて、それが最終的にどういふふうに分けられるということになると思いますので、先ほどの2番の総点検のところでの取捨選択。そして、本当に未定なら未定と。無理だったら今後も無理なんじゃないのかと。企業で、もしこんなにお尻が見えている段階で、計画が実行できていないということになると、それはやる意味がなかったよねということで、次の3カ年計画、5カ年計画とかでは、その計画は失敗ということ、却下するような感じもあるのですが、もちろん行政としてそういったことがばさっとできることはないと思うのですが、やはり、人がいない、人手不足、職員の皆さんももちろんいろいろな業務を掛け持つ中で、絞るということにより深いものをつくっていくのが全体的な大きな感想だったので共有させていただきます。

と問題もあったかなという部分もありますが、厳しいご指摘だと受け止めております。

復興計画等についていいますと、総点検の中でも何年度までに完了するということろまで、より具体的な取組として計画としてありますという説明はしておりますが、まさに復興の進展に伴って、冒頭でもお話ししましたとおり、課題が個別化、複雑化しているということの中でありまして、単純に我々の整理としても、単なる継続という形ではなくて、継続の中でも、そこがどういう理由で継続しなければならないのか、もしくは今の復興計画の終期には間に合わないけれども、めどをいつまでに立ててみたいなどの詳細というか、分析がより必要だというようなご指摘だと受け止めて、まさにポスト復興・創生期間の動きの中では、施策や取組についても選択と集中が求められるということは当然のご認識というか、我々も必要な観点だと思っておりますので、そういった点を改めて再度、今、総点検をいったんは取りまとめて皆様にお示ししておりますが、より、今のご意見等を踏まえて、単純に継続がたくさんあるということの意味合いというか、皆様に説明するときに、より、どうして必要なのか、やっぱり継続が必要だよ、ということがわかる部分であればわかるように。取組が実際に遅れていた部分があるのであれば、そこをどういうふうに改善していけばいいのかということまで掘り下げられるように、今後、努力していきたいと考えています。

岩崎会長

よろしいでしょうか。非常に重要なご意見をいただいたと思います。なぜ進まないのか、どうすれば進むのかということをしっかり踏まえた上で、では、どういう方向での継続が求められるのかということをしっかり説明をしていくという、そういうことの重要性をご指摘いただいたと思います。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。いかがでしょうか。事前意見でたくさんご意見を頂戴していますので、それに対する県のご説明や回答が寄せられております。それに対して、また改めてご意見なりご質問を頂戴することもできるかなと思いますが。

伊藤委員

伊藤と申します。事前意見で人一倍書いたのですがだいたい言いたいことは言っているのですが、総点検の結果のほうでも、子ども・子育て分野の今後の課題というところに改めて書いてあるのですが、「未婚化、晩婚化の進行等により出生数の減少、特に若い世代の出生数の減少に歯止めをかけることが課題である」というふうに課題認識をされているようです。

ご回答を読んでいて、未婚化とか晩婚化とか、若い世代が出生数減少というのは、今、最適化されてこういう状況になっていると考えていますので、これは歯止めをかけるという、もっと若い人、若い時代に結婚させて、早いうちに子どもを生ませてというのは、ちょっと現状、難しいだろうなというのが私の実感です。

ちょうど、私は今、35ですけれども、今、すごく結婚ラッシュで出産ラッシュが起きている。特に高学歴層で仕事をすごく一生懸命やっている子たちは、

今まさに結婚・出産を、ちょっと余裕ができてきたから、今ならいけるよね、という感じでやっているという状況で、最適化されてこういう状況なので、それをなんとかどうかしようといっても、逆に、こっちに最適化してもらわないとちょっと無理なんじゃないの、というのが私の意見です。なので、これをまた昔に戻そう、戻そうとしても、ちょっとそれは無理がある計画なのだろうから、できればこっち側に合わせる計画を立ててほしいなというのがひとつ思いました。

そうすると高齢出産というのが前提となってくるので、県の医大で不妊治療のセンターをつくられたりということはとてもいいことだと思うのですが。私事なのですがけれども、私は最近、本当に福島をもう出ていこうという気持ちがとてもとても高まった事案がありまして、私は今、不妊治療を受けているのですけれども、そうしたら、高度医療は婚姻関係がないと病院で受け入れてくれないということで、私はこれから那須まで通わないといけないということが起こっています。

県内、福島・郡山はまず不妊治療を受けられる病院が、3つあったうち1つが事件があって、2つになってしまって、そこもすごくいっぱい、たくさんの女性が毎日、不妊治療はやはり毎日病院に通ったりしなくてはいけないので、まずこれは仕事を普通にやっている女性は無理という状況なんです。それで、さらに、では、高度医療ということで体外受精、顕微授精という形になるとしたら、婚姻関係がないと福島県内は、郡山の2つはだめだし、県立医大に問い合わせようと思ったら、県立医大も無理とのことでした。大阪とか東京に問い合わせましたら普通に受け入れてくれます。大阪の府立でも、東京のほうは不妊治療の助成すら対象です、事実婚状態であっても。

そういう状況で、では、直近、私が可能であるのは那須なので、那須に行ってくださいという、那須に通ってくださいということで、福島にはもういる意味がないなとか、那須に住もうかなという気持ちになった事案なので、やはりそういう細かいところで、私は生まなくていい対象なのですねということ、心を折りにくるというか。なので、もうちょっといろいろな一人一人に寄ってくるとか理解しようというところがないと、「そんなの、結婚しろよ」といわれれば、「じゃあ、ここにはいる意味ないな」ということになってしまうわけなんですけれども、そういった小さな事案に向き合っていただくというか、想定はきつとしていないのだろうなということがいろいろなところに見えてくることがあるので、かなり遠いなという印象を日々受けております。

以上です。

ありがとうございます。伊藤委員のこのご意見は私も読ませていただいて、同じ女性としてもものすごく共感しました。やはり、今、ダイバーシティとか多様性とか、一人一人の生き方は自分で決めていくという、そういう方向性がいわれていく中で、まさにSDGsもそういうことを言っているわけです。その中で、では、福島県はあらゆる女性が自分の生き方を自分で選択して、安心して子どもも生めて、子育てができて、地域に包まれて暮らしていけるよう

岩崎会長

な、そういうことを支援する県なのだとすることを、まさに今後の総合計画でもきちんと県民へのメッセージとして、あるいは県で暮らす女性たちへのメッセージとしてしっかり言うていくことが、まさに次の総合計画へのすごく大切な足がかりになっていくと。それを伊藤委員がしっかり自分の思いをこれだけ書いてくださったということが、すごく私はある意味、感動をもって読ませていただいている、今のご発言もまさに、プライベートなこともしっかりここで発言していただいたことで、そういう観点も含めることがまさに県民に寄り添った、本当の意味で寄り添った総合計画づくりになっていくのではないかなと改めて思いました。

なので、ぜひ今後の新しい計画づくりの中でそういった観点をどんどん入れ込みながら、新しい福島県、女性たちも「福島県は嫌だ」と逃げていくのではなくて、どんどん来てくれるような、そういう県づくりをしていきたい。そのための計画づくりをしていくということですのですごく貴重なご意見をいただいたと思うのですが、いかがでしょうか、何か今のご意見について。お願いします。

こども未来局

こども未来局でございます。貴重なご意見、ありがとうございます。私もこの事前意見を読ませていただきまして、まさしく委員のおっしゃるところはよくわかります。100%個人の自由な意思決定によって出産・結婚はなされるという点、あるいは子どもを生んでもいいかと思える環境をつくること、まさしくそのとおりだと認識しております。

委員から、今の現状というのが最適化された結果であるとの話がありましたが、実をいうと、そこまでの認識は私は至ってはいません。少子化の原因はいろいろ考えられると思うのですが、その中で晩婚化であったりとか、あるいは出産する年齢が上がっているというのも理由としては想定できますので、そういった対応できるところは対応していきたいということで進めているところがあります。

それから、福島を出ていこうという、私も県職員としては非常にショッキングなお話だったのですけれども、不妊治療に関しては、制度として行っている、一定の条件を付けているという状況です。ただ、委員から要望があったとおり、そういったことについても一人一人に寄り添うというところ、多様性についても認めていこうという点もございますので、それについては持ち帰って検討させていただきたいと思えます。

岩崎委員

ありがとうございます。

ほかにいかがですか。お願いします。

樋口委員

先ほどの伊藤さんの意見、本当に同感というか、それにさらに応援メッセージではないですけれども、本当に、今みんなで一生懸命考えている30年後の計画となっていますけれども、今、本当に子どもを生みたい、生んでいただかなければ、今、生きている私たちは、10年、20年後は、間違いなくいる人たちにとっては、この計画がこういうことが実現されていけばよりよい福島県にと思えますけれども、今、本当に生んでいただかないと、30年後、人がいないわけですね。本当に真剣に、今、子どもを生みたいと思っている人たちが福島県

で子どもを生みたいとか生んでよかったなと思えるようなことをしていかないといけないと思います。

私は、子ども・子育て会議のほうにも出席させていただいておまして、子ども・子育て計画ですね。子ども分野の、要するにこの計画の下の計画のところにも関わっているのですが、やはり社会全体の問題として、本当に「子どもを、2人目をこんな状況の中で生みたいと思いますか」というのが、今、委員長をしている西内先生がおっしゃっていたのですけれども、本当にそのことを社会全体として、今の若い人たちが子どもを生みたい、ぜひ生んで育てていきたいと思うように社会を変えていかない限りは少子化は改善されないと思います。やはり子どもを生んでよかったとか。

プライベートな話ですけれども、娘は山梨県に嫁いでおまして、「本当にお母さん、山梨に来てよかったよ」と。「2人目の保育料が無料だった」というところから始まったのですが、福島県と比べるといいのですが、多分、福島にいたらこんなふうに自分が余裕をもって子育てをやっていたんだろうか、というようなことを先日言っていました。

そういったところから、多分、国の予算建てだったりとか、さまざまな子育ての施策については市町村ごとにお金の配分というか、市町村が手を挙げて初めてできる子育ての支援とかもありますので、県全体として、どこの市町村に行っても同じサービスが受けられるかといいますと、それもちょっとできない状況にあるので、福島県全体として、子育てに関してはどこの市町村でも同じようなサービスが受けられるというような施策をぜひつくっていただきたいと思います。本当に子どもをここで生んで育てられるという福島県をつくらない限りは、この計画自体が30年後、別にあっても意味をなさないのかなというふうに思っております。

以上です。

岩崎会長

ありがとうございました。また非常に重要なご意見をいただきました。以上について、どうでしょうか。事務局から何かございますか。では、前澤委員、先にお願います。

前澤委員

いわき緊急サポートセンター代表の前澤と申します。子育て支援を10年間やってまいりました。国のファミリーサポートセンター事業の幼児緊急対応強化事業ということで、基本事業、地域の助け合い・預かり合いのところではファミリーサポートセンター事業があるのですが、そこでは担えないというところを10年間やってまいりました。国の制度の中のところだけをお願いされて、委託6年目になります。制度外のところはNPOでお願いいたしますということで、何ら補填していただけません。

私たちはお給料以外のボランティア活動を頑張っておまして、先ほどおっしゃったように、生んでくれるママはどれだけ心を痛めているか。それから、子どもを生むというのは、植物が種をつくるのとは全く違って、本当に体調も変化しますし、周りの寄り添いもとても大切です。誰かの一言によって折れたりもしますし、寄り添う人によっては2人目、3人目、あるいは大変な状況で

も1人で頑張っ家庭を守るといお母さんたちもおります。それを私たちは10年間見守ってきて、そこに、制度外だから応援ができないなんて言われていまして、私もすごく、今、自宅に帰れないほど、お母さんたちを応援したいと思っ頑張っています、制度に拠点が必要ではないといことで、拠点は自前でそろえました。ただ、それは制度にないから応援できない。そう言われて、私は自分で勝手にお母さんたちを応援したいと頑固に決めたものですから突っ走っていますけれども、そういうところをもうちょっと情報を確認していただきたいと思っます。

それから、復興、復興といことで、市も県も子育て広場を委託したり運営してありますが、私の運営する「すくのび広場」は復興の助成金でつないでおりまして、毎年毎年、1年続くかどうかといところで頑張っています。専門性のある人が直接ダイレクトに県民・市民と交流して、自分たちの自立と自己解決を応援しているのですが、それも何ら市や県は応援していただけないのです。

私は両方を運営してまして、別に助成金を応募して、不採択もあつてなかなか理解できないと思われがちなのですが、片や企業さんから「なぜ公的機関が、これだけ長く頑張っている団体のところを見てくれないのか」とい質問もあります。それは自分のことですけれども、こういったふうに地域のためといふふうに考えて活動している人たちはほかにもたくさんいると思っます。施策も大事ですけれども、もう一度、現場で頑張っている人の声とか、活動の内容とか、それからニーズ、必要なのに制度にない、でも現場で頑張っている人を、頑張り続けたら、あとは追い風のように制度に持っていってもらえたら頑張りがいがあります。

私も10年目でやめようかなどと思っているのですけれども、「あなたがいるおかげで、2人目、3人目を生みました」とい人の声があると、また頑張ってやっています。本当に制度自体も復興を考えた県だから国に言えると思っます。被災地で踏ん張って上がっていつているのですから、今の子育て状況に復興を絡めたら、「もっこういう事業が必要」「制度をもっこういうふうに変更したらいい」と言えるのも福島県ならできるのではないのでしょうか。

関西のほうでもたくさん災害がありましたけれども、それはそれで立場から、もっこうあるべきといことで、実際、神戸などはNPOを大事にして、もっ市が連携して現場に予算を落としましょうといことで、福島県の震災のときにはその声が生きてきたと思っます。私たちも、少ないとはいいませんが、たくさん助成金をいただいて復興に尽力してまいりました。

今、福島だからこそ、私の考えですと、10年先に課題があつたものが、震災によって今押し寄せたといところを考えています。全体的に10年後の課題を今、考えてくださっていると思っのですが、福島県とか災害を受けた県とかは、その10年後が今起こっていて、今その課題を分析して、しっかり計画とか復興とか、今後のことを考えて発信することが日本全体の将来まで参考になるのかなと思っています。

だから、私は今、自分で納得がいくように、ただ頑張っていますけれども、将来はこれがモデルになって、将来は福島県の頑張りが全国の参考になるのではないかと思っ、ただただ福島原発と東日本大震災の爪痕が「大変だった」で終わらせない。福島は頑張っているものをつくった、いい町になったというのを自慢したいと思っています。

もう少し現場というものを、前の計画から変更という考えではなくて、現場から洗い直して、ニーズと必要な活動が計画に上がっていて、本当に頑張っている人たちの考えをだんだん計画に乗せてもらえたらなと思います。よろしくお願いします。

岩崎会長

ありがとうございます。

本当に貴重なご意見を女性委員の方々からいただきました。新しい総合計画はさまざまな主体が関わって、策定に関わり、また実行に関わっていくという、そういう形で、県民参加型でやっていこうということをうたっていますので、まさに今、現場で奮闘されている方たちの意見をできるだけ盛り込んだ形で、そういう方たちの支援をさらに後押しできるような、またそれをさらに制度化していくような、子育て分野の「福島モデル」のようなものを胸を張って全国に発信できるような、そういう計画にしていきたいというふうに改めて3人のご意見を聞いて思いました。

事務局から何かございますでしょうか。

こども未来局

こども未来局でございます。今のご意見に対して少しお話ししたいのですが、前澤委員の前段の、制度内では委託はあるけれども外だとなかったため、独自にやられているというところではありますが、子育ての多くのさまざまな主体がありまして、そういった活動をサポートしようというところで、今年度から提案事業に関して補助する制度というのをこども未来局が始めておりますので、そういったところで手を挙げていただけてご活用いただければと思っております。

復興・総合計画課長

続きまして後段というか、全体の話となります。まさに現場の状況ということで、そういったものをしっかり洗い出してほしいということ。あとは、福島が課題の先進地だということは、県としても、震災が起こらなければ少しあとに顕在化していた課題が、震災を契機に数年早まったというようなご指摘はごもっともだと思っておりますし、そういう認識を持っているところであります。

だからこそということで、まさに先ほど会長からそれを総括したご意見をいただきましたが、福島だからこそ、それを解決できるモデルを示していくことを改めて今回の総合計画において書き込んでいくことが必要だなと感じた次第でありますので、そうしたところを念頭にずっと置きつつ、今後の策定作業を進めていきたいと考えております。

岩崎会長

ありがとうございます。今、「子ども・子育て」に少し話が集中しておりますが、ほかにはいかがでしょうか。では、小林委員、まず先にお願します。

小林委員

代表的な取組として、福島医療人材確保事業というのをやっているようなのですが、その課題としまして、医師不足は全県的に深刻な状況だということな

のですけれども、看護師のほうはいかがなのでしょう。現場の声を聞きますと、もしかして小児科とか内科とか、5人の看護師が欲しいというところで3人しかいないので、その2人の分を3人で頑張っているという声をお聞きしました。やはり、今、前澤委員のおっしゃったように、現場の声を聞くとか、そういうのはすごく大事だと思います。だから、自分たち看護師も、自分の学んできたことを発揮できない。5人でやるところを3人でやっていますので、そういう苦労があるという切実な声をお聞きしましたので、きっと医師不足もあるのでしょうか、看護師のほうはどうなっているのでしょうか。

岩崎会長
保健福祉部

いかがでしょうか、看護師は。

保健福祉部でございます。看護師のほうにつきまして、確かに震災で離職されたとか県外に行かれたということで、一時、大幅に減っていますが、今のところ、確かに現場で大変だという話は聞いておりまして、なんとか定着するとか、あとは看護師になっていただくような制度、仕組みをつくって、今、取り組んでいるところであります。特に浜通りのほうはなかなか厳しい状況だというのは聞いていますので、なんとか確保できるような取組を続けていきたいと思っています。

岩崎会長

そこらを、ぜひ、現場の声をということを意識して取り組んでやっていきたいと思います。南雲委員。

南雲委員

南雲勇多と申します。議事の1点目と、あと全体の資料にかかわるところで、観点、また表現、語彙について1点申し上げたいというふうに思います。

先ほどの「県民」また「住民」ということとも絡みますが、県民で、まさにその学齢期における子どもといったときに、表記が小学生とか中学生、高校生というふうに変わっているというところです。

もちろん私も教育に携わっている人間なので学校教育の重要さは重々承知しておりますし、そういうふうに思ってしまいがちなのですが、今、全国の中で13万人以上の不登校の子どもたちがいて、学校に通わないと自ら選択する子どもたちもたくさん増えてきていると思います。また、国会で教育確保法が成立したことによって、義務教育で設定している公教育ではない準教育機関に通いながら学ぶという権利が保障されてきているこの中で、はたして「小学生」「中学生」という表記にできてしまっているのかということですね。それによって、そこに生み出される政策も学校教育中心の政策になっていってしまうというふうに思います。

学校に通っていない、もしくは通わないと決めた子どもたちのところを見ていくと、ひとつはセーフティーネットに漏れがちだというような貧困状況ですとか、また、シングルマザーの中で大変なとか、外国につながる子どもたちとかいうことで、この総合計画が県民にとって包括的な政策にしていくのであれば、まさにセーフティーネットをかけていかなければいけないところが、学校に通っていないような子どもたち、またそこを取り巻く環境にあるのではないのかなというふうに思います。

また、別のところで見ますと、一方では学校にあえて通わないで、オルタナ

ティブスクール、ホームエデュケーションを担っている子たちというのはむしろ社会のイノベティブなところにいるということで、そのオルタナティブスクールに安倍総理が視察に行ったり、文科大臣がフリースクールに行っているみたいなどころもありますけれども、むしろそこを中心にまちづくり、社会づくりをしていくというような、イノベティブなフロンティアとして、今、教育の多様性も含めて進んでいると思うのですが、そこを取り逃していくという可能性もあるということで、県民の中の学齢期の子どもイコール小学生・中学生・高校生ということではない。もっと広い意味で子どもということで捉えることによって、さまざまな政策の展開も、多様性、厚みもできていくのではないかなというふうに思いました。

先ほどSDGsとの関連という重要性もありましたが、これこそまさにSDGsの中のゴール4である教育の機会を見るということ、またゴール1の貧困とかジェンダーにかかわることでもあると思いますし、SDGsのゴールよりももう少し前提的な理念のところという「誰も取り残さない」ということがあるというふうに思いますが、SDGsの中で「誰も取り残さない。だから助けてあげよう」ではなくて、むしろ取り残されそうな人たちからこそ、その課題解決をすることによって社会が大きく変わっていくというのがSDGsの理念の中のひとつの柱だというふうに掲げられていますけれども、まさに、むしろ多様な学びを追い求めていたり、また、学校外に自分たちの居場所をつくっていく、そこから地域をつくっていくということが、取り残されないどころか、そこを中心に社会を見直す、変えていくというきっかけ点になるという可能性も含んでいると思いますので、そこを、SDGsの関連も含めて、もう一度、語彙の表現なども含めてご検討いただければというふうに思います。

以上です。

岩崎会長

また非常に重要なご意見をいただいたと思いますが、事務局からいかがでしょうか。

復興・総合計画課長

まず、SDGsという観点等の絡みと、あとは小中学生、高校生という表記の部分。確かに対象としてそういう表記をした部分について教育庁等との調整等が十分できていないところもあり、今はお答えできる材料がないので、いただいた意見を踏まえて関係部局としっかり相談しながら対応していきたいと思えます。

岩崎会長

ぜひ南雲委員からのアドバイスもいただきながら、新しい計画はSDGsに基づいて、私も本当に「誰も取り残さない」という理念がすごく大事だと思っていて、それを震災で大きな影響を受けた福島県から、まさにこれも教育の「福島モデル」だと思うのですが、いわゆる少数派に今まで置かれてきた人たちの声をしっかり取り上げて、その方たちがまさに課題解決をしていく中で、それが県民全体の課題解決につながっていくのだという、そういう発想で新しい総合計画は組み立てていくべきなのではないかなと思います。

例えば、先ほど子どもたちのワークショップをやるというときも、そういったフリースクールであるとかそういった方たちの意見も聞きながら、そういう

橋本委員

子どもたちの声も聞いていくような、そんな作業もまたすごく先進的な計画づくりにつながっていくのではないかなと思います。ぜひそのあたりも、南雲委員からまたいろいろアドバイスをいただければと。ありがとうございました。

須賀川市の橋本でございます。教育のところで、南雲委員のところにちょっと近いところもあるのですが、今回の総合計画に参加するにあたって、いろいろなトピックがあるのですが、一番大事なものは人づくりだよなというところで、教育かと、では、どういうふうな教育を福島で差別化していけばいいのかなと思って自分なりにいろいろ考えたのですが、私も以前、海外で勉強していたときがあって、「あっ、これ、すごくいいわ」と思ったものが、やはり飛び級制度。日本だと飛び級制度がないんですよね。先ほど縦切りの小中高とかいう、そういうものはあると思うのですが、今後、18歳が成人とみなされるという流れの中で、福島県に行くと、時間が短縮できるよというわけではないのですが、差別化のひとつとして、通信制の高卒認定といったものの活用。やはり人が、先生の負荷が、先生がいなくて負荷が大変だとか、部活動がとか、そういった人と人とのつながりが高校の現場で行われているのは確かにいいところももちろんあると思うのですが、一方で、どうやって外から人を定住化させて住まわせて、しかも学歴をアップさせて県内からどんどんいい方向にもっていくためにはどうしたらいいだろうと考えたときに、そういう制度、福島だけ許可してもらいたいな、福島だからそういうのをつくって、どんどん学びたいものを学んでというような、新たな考え方。先ほどありましたけれども、今までのやり方だけではもちろん人も足りないということなので、そういうやり方なども模索していたら、もし私が、だいぶ年がたっていますけれども、中学校を卒業して、そういう制度があるのであればどんどん活用して。ドイツの人で、すごいなと思ったのが、中学校を卒業して高校を卒業した段階で働きに出て、そのあと大学に学んでくるという、それは別にいいよねというような環境があったりということで、選択肢が非常に広いんだな、なんていうのを感じたり、あとは、そういう学びの個人でのタイミングも踏まえて選択できるような環境があるといいのかなと。

やはり、今、企業で採用する際に、大学で4年間、ぼ一つと単位を取って過ぎて、ただ間延びした学生を採るよりも、高校できっちりとコンパクトに、先生の指導の下、すぐに実践をするような学生のほうが、逆に何の偏見もなく、地元で働きたいというような思いも一緒になって育てるようなことができるなどということもありますので、国の大きな、18歳を今後成人化するという制度の中でひとつ地方でもそういったモデルがないのであれば、「福島モデル」というような形で取り入れるようなことをぜひ検討していただきたいと思います。

ありがとうございます。貴重なご提案でしたが、何かございますか。

岩崎会長
教育庁

教育庁でございます。飛び級とかそういうところまでというのは非常に難しいところもあるのかとは思いますが、現在、高校改革というようなことを今年2月に実施計画を策定いたしまして、高校の特色化とか魅力化とかいうのをいかにしていこうかというようなことをそれぞれの学校等で検討している

というような状況でございます。そうした中で一つ一つの学校の魅力化、特色化、そして、先ほど委員からお話がありましたように、「福島ならではの」というのはどこまでできるのかというのは、いろいろほかの自治体等の例も参考にしながら研究等をしてまいりたいというふうに思います。

岩崎会長

ありがとうございます。いろいろな非常に貴重なご意見を頂戴してありがとうございます。ただ、時間がやや押しております、もっと意見をおっしゃりたい方がたくさんいらっしゃると思うのですが、このあとメール等で事務局に直接ご意見をまた頂戴する中で、今後の部会であるとか、この会議で改めて検討する機会があると思いますので。どうしても今日これだけ言っておきたいということがありましたら伺いたしますが、どうでしょうか。もしよろしければ次の議題に進みたいと思うのですけれども。申し訳ございません。よろしいですか、とりあえず。ありがとうございます。

それでは、議事の（３）の福島県総合計画の進行管理について、今、ご意見をいただきました。今、皆さんからいただいたご意見、またこれからいろいろメール等でいただくご意見を踏まえて、意見書という形で本審議会で取りまとめまして、今後、知事への意見具申を行う予定であります。その意見書の取りまとめにつきましては、私のほうで意見書案を作成しまして、皆様にまた改めてご意見を伺うという形で進めたいと思います。その上で、最終的な取りまとめにつきましては私にご一任いただきたいと思うのですが、よろしゅうございますか。

（異議なし）

ありがとうございます。それでは意見書の取りまとめは9月中をめどに進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

では、続きまして議題４、報告、福島県土地利用基本計画の一部変更についてということで、事務局から説明をお願いします。

土地・水調整課長

土地・水調整課の坂内と申します。私のほうから福島県土地利用基本計画の一部変更について、ご説明します。資料については資料５－１、５－２、参考資料８を用いて説明させていただきます。大変申し訳ございませんが着席にて説明させていただきます。

まず、参考資料８をご覧ください。今回の案件は森林地域の縮小に関する案件でございます。土地利用基本計画の変更をする場合のフロー図が示されておりますが、通常、土地利用基本計画の変更については、国土利用計画法の規定に基づいて、あらかじめ審議会の審議をいただいて、関係する市町村長、国土交通大臣の意見を聞いて変更することになりますが、森林地域の縮小の案件につきましても、表の左側の林地開発許可の流れをご覧いただければと思います。当該開発行為の完了が確認されてから森林審議会を経て地域森林計画の変更が行われます。制度上は、この森林地域の変更につきましても、現在、右側の総合計画審議会の①のところでございますが、①のところでは本審議会にかけられることとなりますが、既に災害防止や、水資源の確保等の観点から、森林審議会において専門的な見知で審議をいただいていることから、平成28年にこ

の審議会にご了承いただきまして、会長専決事項、事後報告案件として変更させていただいたところでございます。

該当する市町村長、国土交通大臣の意見につきましては資料5-1の資料をご覧ください。5-1の3ページでございますが、市町村長の意見等につきましては、会津若松市、郡山市から「特に意見がない」ということで承っております。

それでは、今回の案件のポイントについてご説明させていただきます。今回は若松市と郡山市の森林地域の縮小の案件が2件ございまして、いずれも森林審議会の審議など必要な手続きを経ております。知事の林地開発の手続きが行われて開発がなされたところございまして、現在、当該地域が森林として整備・保全する必要がなくなったということを確認できたことから、地域森林計画の変更に先立って土地利用基本計画の変更を行うものでございます。

資料5-1の1ページをご覧ください。今回、2件ありますが、合計いたしまして55ヘクタールの森林地域を縮小するものでございます。

2ページ目をご覧ください。整理番号1番でございますが、会津若松市において、森林地域を約12ヘクタール縮小するものでございます。当該地域は平成28年に太陽光発電を目的とした敷地の造成がなされており、森林法に基づく林地開発許可を受けて、平成30年10月に開発行為が完了したところでございます。

整理番号2番でございますが、郡山市において森林地域を約43ヘクタール縮小するものでございます。こちらについても、平成26年、これは郡山市でございますけれども、郡山市の西部第一工業団地を目的として林地開発の手続きが整い、平成30年3月に当該開発行為が完了したものでございます。

資料5-2をご覧ください。当該案件の関係する図面、位置関係でございます。変更案件ごとに、位置図、区域図、航空写真を掲載しております。

1ページをご覧ください。非常に毎度見づらくて申し訳ございませんが、真ん中に青くあるのが、これは猪苗代湖でございます。中ほどに黄色く着色されていますが、こちらが会津若松市河東町地内において森林地域を縮小する位置図でございます。こちらは民間企業でございますけれども、ゴルフコースの一部を太陽光発電の敷地として造成したものでございます。猪苗代湖の北西のところでございます。

3ページをご覧ください。こちらは航空写真になりますけれども、太陽光パネルの設置が完了している状況がご理解いただけると思います。当該発電所エリアは、開発区域そのものは45.5ヘクタールでございます。開発区域45.5ヘクタールのうち、発電所エリアが約31ヘクタールでございます。当該31ヘクタールのうち、森林地域として定まっていた約12ヘクタールを今回縮小したいという案件でございます。

続きまして4ページをご覧ください。郡山市熱海地内の森林地域を縮小する案件でございます。こちら也非常に見づらくて申し訳ないのですが、中ほどに

黄色い着色がございます。こちらが森林地域を縮小する案件でございます。郡山市が郡山西部第一工業団地を造成したところでございます。

5 ページをご覧ください。少し拡大したものでございます。何度も言って申し訳ございませんが、黄色い部分が今回、提案させていただいている森林地域の縮小となる区域ですが、これを囲むように、見づらいのですが、赤とオレンジの線が引かれております。これが郡山西部第一工業団地の、いわゆる工業団地の区域、エリアになります。

6 ページをご覧ください。同じく航空写真でございます。赤い斜線の部分でございますけれども、こちらが森林区域から除外されるようになります。

なお、この工業団地は全体面積が 148 ヘクタールでございます。先ほどの太陽光と同じように、全体の面積の工業団地 148 ヘクタールのうち、いわゆる森林である部分で、当該森林区域を縮小する部分がこの面積のうちの 43 ヘクタールという、赤い斜線で囲っているところでございます。

今後の手続きについてご説明いたします。参考資料の 8 をご覧ください。土地利用基本計画の変更ということで、②が今回、審議会のほうに報告させていただいたところでございます。今後、国への意見聴取を行い土地利用基本計画の変更が決定されることとなります。なお、森林サイドの動きでございますが、12 月に開催が予定されております森林審議会の審議を経て地域森林計画が変更される見込みとなっております。

以上が本日の報告案件でございます。どうぞよろしく願いいたします。

ありがとうございます。資料 5-1 と 5-2 についてご説明いただきました。先ほどご説明がありましたように、この森林地域の縮小につきましては、平成 28 年 9 月の審議会において、本審議会長の専決とすることが承認されております。そこで、本日のご報告に際し、事前に事務局からご説明をいただきました。いろいろ手続き上の問題であるとか、あるいは現地の住民の方たちのご意見であるとか、そういうところもしっかり踏まえつつ進められているというお話をいただきました。内容を確認して、特に問題もありませんでしたので、これを適当と認めたところです。以上、ご報告でございます。よろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

それでは議題の 5 のその他ですが、事務局からお願いします。

それでは事務局から 2 点、事務連絡をさせていただきたいと思っております。

1 点目、先ほど会長からもお話を頂戴しましたが、時間の都合上ご発言いただけなかった部分もあるかと思っておりますので、後日、事務局からメールにて照会をさせていただきたいと思っております。追加の意見があればよろしく願いいたします。

2 点目、今後のスケジュールの関係でございますけれども、まず、総合計画・復興計画策定検討部会につきましては 10 月に現地視察を予定しております。また、11 月上旬頃には第 2 回の部会を開催したいと考えております。また、この総合計画審議会の第 3 回につきましては、年明け、来年の 1 月から 2 月上旬頃

岩崎会長

事務局

を予定しております。詳細が決まりましたら委員の皆様にお知らせしたいと思
います。事務局からは以上でございます。

岩崎会長

ありがとうございます。これで予定した議題はすべて終了いたしました。

以上で本日の審議を終了したいと思います。議事の進行にご協力いただき、
ありがとうございました。

— 閉 会 —

司会（山田副課長）

本日は誠にありがとうございました。これをもちまして、第2回福島県総合
計画審議会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

（以 上）